

令和2年第5回田野畑村議会臨時会会議録（第1号）						
招集年月日	令和2年4月27日					
招集の場所	田野畑村役場					
開閉会日時	開会 令和2年5月1日			議長	鈴木隆昭	
	閉会 令和2年5月1日					
応（不応）招議員 及び出席議員並び に欠席議員 出席 10名 欠席 0名	議席番号	氏名	出席等別	議席番号	氏名	出席等別
	1	中村芳正	出	6	畠山拓雄	出
	2	工藤求	出	7	上山明美	出
	3	上村浩司	出	8	中村勝明	出
	4	小松山久男	出	9	佐々木功夫	出
	5	佐々木芳利	出	10	鈴木隆昭	出
会議録署名議員	1	中村芳正		2	工藤求	
職務のため議場に出席した者の氏名	事務局長	畠山哲	主査	三上恵美		
地方自治法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	村長	石原弘		教育長		相模貞一
	副村長 総務課長事務取扱	早野円		教育次長		佐々木修
	政策推進課長	佐藤智佳				
	生活環境課長 健康福祉課長	工藤隆彦				
	地域整備課長	佐々木卓男				
	産業振興課長	工藤光幸				
	会計管理者 総務課主幹	平坂聡		総務主任主査		佐藤和子
	総務課主幹	大森泉		生活環境課主査		横山順一
	地域整備課主幹	早野和彦				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和2年第5回田野畑村議会臨時会会議録

議事日程（第1号）

令和2年5月1日（金曜日） 午前10時00分開会

開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 承認第1号 専決処分した事件の承認について（田野畑村村税条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 承認第2号 専決処分した事件の承認について（固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）
- 日程第7 承認第3号 専決処分した事件の承認について（令和元年度田野畑村一般会計補正予算（第8号））
- 日程第8 承認第4号 専決処分した事件の承認について（令和元年度田野畑村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））
- 日程第9 議案第1号 防災行政無線デジタル化整備（第2期）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第10 議案第2号 村道ハイベ線道路災害復旧（1災606号・607号）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第11 議案第3号 田野畑村介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第4号 令和2年度田野畑村一般会計補正予算（第1号）

閉 会

◎開会及び開議の宣告

○議長【鈴木隆昭君】 ただいまから令和2年第5回田野畑村議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は10人であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長【鈴木隆昭君】 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に従い進行します。

◎会議録署名議員の指名

○議長【鈴木隆昭君】 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において1番、中村芳正君、2番、工藤求君を指名いたします。

◎会期決定

○議長【鈴木隆昭君】 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

なお、本日の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました会期日程のとおりでありますので、ご了承願います。

◎諸般の報告

○議長【鈴木隆昭君】 日程第3、諸般の報告を行います。

村長から承認4件、議案4件の送付があり、お手元に配付いたしておりますので、ご了承願います。

次に、村長から地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、株式会社甘竹田野畑の経営状況等を説明する書類の送付があり、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、監査委員より監査結果の報告書1件を受理しており、その写しをお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、会議等関係であります。印刷の上お手元に配付しておりますので、ご了承願います。
なお、関係書類は事務局にありますので、御覧願います。

続きまして、宮古地区広域行政組合議会定例会の議決事件の概要を畠山拓雄君から報告願います。

6番、畠山拓雄君。

○6番【畠山拓雄君】 去る3月23日に招集された宮古地区広域行政組合議会定例会において審議された議案につきまして、その概要をご報告申し上げます。

本定例会は、宮古市役所議場において午後1時に開議され、会期は1日限りでございました。

議案は2件で、お手元に配付しております概要報告書のとおりでございます。

議案第1号 令和2年度宮古地区広域行政組合一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ32億101万1,000円とするもので、これを原案のとおり可決しております。

まず、歳出からご説明いたします。1款議会費は、議会運営及び議員研修に要する経費などを253万1,000円計上するものでございます。

2款総務費は、職員の人件費、事務局の業務全般に要する経費などを8,553万円計上するものでございます。

3款衛生費は、町村のごみ収集運搬に要する経費、職員給与費、施設保守整備及び管理運営経費などを10億4,119万8,000円計上するものでございます。

4款消防費は、職員給与費、火災予防、警防、救急業務に要する経費、施設保守整備に要する経費などを20億3,509万3,000円計上するものでございます。

5款災害復旧費は、整理科目でございます。

6款公債費は、長期債償還金及び一時借入金利子を2,665万7,000円計上するものでございます。

7款予備費は、1,000万円計上するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。1款分担金及び負担金は、構成市町村からの負担金で、30億7,176万6,000円計上するものでございます。

2款使用料及び手数料は、土地等使用料、処理業許可手数料、ごみ処理手数料、し尿処理手数料、危険物取扱許可手数料及び諸証明手数料を5,097万9,000円計上するものでございます。

3款国庫支出金は、廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金、緊急消防援助隊設備整備費補助金を3,783万円計上するものでございます。

4款県支出金は、岩手県防災航空隊の人件費相当分などを960万2,000円計上するものでございます。

5款財産収入は、前年と同額の計上でございます。

6 款繰越金は、整理科目でございます。

7 款諸収入は、預金利子、資源物売却代金などを3,047万2,000円計上するものでございます。

議案第2号 令和元年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,004万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億2,047万5,000円としたもので、これを原案のとおり可決しております。

それでは、歳出からご説明いたします。1 款議会費、1 項議会費は、議員研修の中止及び実績見込みによる減額でございます。

2 款総務費、1 項総務管理費は、実績見込み及び事業の確定による減額でございます。

3 款衛生費、2 項清掃費は、実績見込み及び事業の確定による減額でございます。

4 款消防費、1 項消防費は、実績見込み及び事業の確定による減額でございます。

次に、歳入についてご説明いたします。1 款分担金及び負担金、1 項負担金は、歳入の他の科目の補正額及び歳出補正額に基づき、調整の上減額するものでございます。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料は、収入見込みにより増額するものでございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金は、実績見込みにより減額するものでございます。

4 款県支出金、1 項県負担金は、給与改定による県派遣職員人件費の増により増額するものでございます。

7 款諸収入、2 項雑入は、収入見込みにより増額するものでございます。

以上が歳入の説明でございます。

以上で報告を終わります。

○議長【鈴木隆昭君】 これで諸般の報告を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩（午前10時06分）

再開（午前10時09分）

○議長【鈴木隆昭君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎行政報告

○議長【鈴木隆昭君】 日程に従い進行いたします。

日程第4、行政報告を行います。

石原村長。

○村長【石原 弘君】 令和2年3月31日から令和2年4月30日までの行政報告をさせていただきます。

3月31日の臨時議会からの昨日までにつきましては、ほとんどが新型コロナウイルス感染対策

に係る会議等でございますので……ただし、昨日岩手県町村会では緊急に新型コロナウイルス感染症、そして昨日は午後から県議会が開催されるということで、県に対しても、また国に対しても町村会としてこれまで要望及び追加要望を行ってきましてけれども、3次、4次、5次の対策をしっかりと意見を交わしながら要請するというところになっております。

この中で、新型コロナウイルス、この後補正予算にも出ますけれども、本部会議、政策会議の中で給食費の減免につきまして提案するというので、この後説明いたしますので、ご同意頂ければというふうに思います。

次に、入札等でございますけれども、4月21日2件、それから4月27日に5件、入札を実施したところであります。

以上であります。

○議長【鈴木隆昭君】 これで行政報告を終わります。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 次に進行いたします。

日程第5、承認第1号 専決処分した事件の承認について（田野畑村村税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原村長。

○村長【石原 弘君】 承認第1号 専決処分した事件の承認について、田野畑村村税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

本件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年3月31日に公布され、各控除等を見直し、国民健康保険税の課税限度額の引上げ等を行うこととした改正であります。

詳細につきましては新旧対照表で内容をお示ししておいておりますが、改正規定は令和2年4月1日に施行する必要があるものが含まれていますので、令和2年3月31日にやむを得ず専決処分したものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

承認第1号 専決処分した事件の承認について（田野畑村村税条例の一部を改正する条例）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、承認第1号は原案のとおり可決されました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第6、承認第2号 専決処分した事件の承認について（固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原村長。

○村長【石原 弘君】 承認第2号 専決処分した事件の承認について、田野畑村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について説明いたします。

本件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等の一部改正に伴い、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正し、所要の措置を行うこととした改正であります。

主な改正内容は、地方税法等の一部を改正する法律の一部改正に合わせて所要の規定の整備を行った改正内容でございます。

詳細につきましては新旧対照表に内容をお示ししているとおりであります。この改正規定は令和2年4月1日施行する必要があったことから、令和2年3月31日にやむを得ず専決処分したものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

承認第2号 専決処分した事件の承認について（固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、承認第2号は原案のとおり可決されました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第7、承認第3号 専決処分した事件の承認について（令和元年度田野畑村一般会計補正予算（第8号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原村長。

○村長【石原 弘君】 承認第3号 専決処分した事件の承認について、令和元年度田野畑村一般会計補正予算（第8号）について説明いたします。

タブレットの説明資料をお開きください。まず、歳入でございますが、地方譲与税追加655万9,000円、県税交付金等追加447万2,000円、地方交付税追加1億6,374万円、国庫支出金追加4,686万7,000円、県支出金減額、マイナス689万4,000円、財産収入減額、マイナス1,025万9,000円、寄附金の追加26万5,000円、繰入金の減額、マイナス1億3,538万5,000円、諸収入追加203万4,000円、村債減額、マイナス8,110万円、歳入の補正額合計がマイナス970万1,000円という内容でございます。

次に、歳出でございますが、派遣職員人件費負担金減額、マイナス1,720万8,000円、各種基金積立金追加750万7,000円、歳出の補正額合計はマイナス970万1,000円という内容でございます。

年度末に至り地方譲与税等の歳入の額が確定したことに伴い、令和2年3月31日にやむを得ず専決処分したものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 すみません、歳出の派遣職員人件費負担金の減額なのですけれども、単純にこれくらいの派遣職員の方々が必要だと思って人件費等を手当てしたと思うのですけれども、予定よりも早く帰ったとか、それほど派遣職員の方々にお金がかからなかったというか、そういうことで減額になったというふうな感じで理解してよろしいのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 大森総務課主幹。

○総務課主幹【大森 泉君】 そのとおりでございますが、予算で見ていたよりも実際にはかからなかったというようなことで今回減額させていただきました。

○議長【鈴木隆昭君】 ほかがございませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

承認第3号 専決処分した事件の承認について（令和元年度田野畑村一般会計補正予算（第8号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、承認第3号は原案のとおり可決されました。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第8、承認第4号 専決処分した事件の承認について（令和元年度田野畑村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原村長。

○村長【石原 弘君】 承認第4号 専決処分した事件の承認について、令和元年度田野畑村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

タブレットの説明資料をお開きください。まず、歳入でございますが、後期高齢者医療保険料追加422万9,000円、歳入の補正額合計が422万9,000円という内容でございます。

次に、歳出でございます。岩手県後期高齢者医療広域連合給付金追加422万9,000円、歳出の補正額合計が422万9,000円という内容でございます。

年度末に至り岩手県後期高齢者医療広域連合給付金の額が決定したことに伴い、令和2年3月31日にやむを得ず専決処分したものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

承認第4号 専決処分した事件の承認について（令和元年度田野畑村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、承認第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第9、議案第1号 防災行政無線デジタル化整備（第2期）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平坂総務課主幹。

○総務課主幹【平坂 聡君】 タブレットの84ページ、説明資料4ページをお開きください。議案第1号 防災行政無線デジタル化整備（第2期）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてご説明いたします。

防災行政無線デジタル化整備（第2期）工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、工事名、防災行政無線デジタル化整備（第2期）工事

2、工事場所、田野畑村田野畑地内ほか

3、契約金額、2億988万円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額1,908万円）

4、受注者、住所、岩手県盛岡市中央通2丁目2-5、氏名、日本電気株式会社岩手支店支店長、須藤聡

議案第1号説明資料その1、位置図を御覧ください。第2期工事の概要、1つ目でございますが、位置図右側表の太字部分となりますが、固定系無線屋外子局機器設置工事21か所の整備でございます。

次に、説明資料その3、固定系無線システム構成図を御覧下さい。親局から中継局、屋外子局と電波伝送される構成図を示してございます。図の右下に各子局から電波受信する戸別受信機がでございます。各世帯の戸別受信機1,300台の設置工事が内容の2つ目となります。

次に、資料その4、移動系無線システム系統図を御覧下さい。移動系無線機器の設置としまして、車載型無線12台、村民バスと携帯型無線13台の設置工事が内容の3つ目となります。内訳ですが、分署に1台、避難所1台、地区自治協議会に6か所、役場5台となります。

その他といたしまして、災害情報共有1基、パソコン及び大型モニター各4台を整備する内容でございます。内訳といたしましては、アズビィ避難所、消防田野畑分署、役場、災害本部の4か所となっております。

資料その5は子局の設置、資料その6は戸別受信機の設置、資料その7は戸別受信機の製品紹介となりますので、ご参照願います。

本工事の完成予定は、令和3年3月31日となっております。

議案にお戻り願います。提案理由でございますが、防災行政無線デジタル化整備（第2期）工事の請負契約を締結しようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 この防災無線のデジタル化というのは、粛々と早く、最近また揺れるので進

めてもらわなければならない事業だと思うのですけれども、その中で説明資料の10ページで、その7になるのですけれども、戸別受信機の中で耳の聞こえない人には個別で表示できる機能もあるというふうな感じでここにはあるのですけれども、これというのはこれからできてきて戸別の受信機設置となると思うのですけれども、その場合にちゃんと文字で見えるようにうちでは願っていたというふうな感じでやれば、経費等々かかるのか、個別にこれは対応、受信機と一緒に対応できる機能なのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 平坂総務課主幹。

○総務課主幹【平坂 聡君】 お答えいたします。

ただいまの文字表示盤のことですが、各世帯の申込調査を実施いたしまして、村内で4台申込みがございました。それで、この申込みがあった方には戸別受信機にプラスして文字表示盤を設置するものでございます。現在4台を計画してございます。

○議長【鈴木隆昭君】 負担については。費用についてはどうですか。

○総務課主幹【平坂 聡君】 費用については、1台当たり20万ほどプラスかかりますが、それは1人1台無料の中で個人負担はなしという形で整備する予定でございます。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 あればいい機能だなと思うのですけれども、その希望した方というのは、やはりある程度、みんなが欲しいからというわけにはいかないと思うのですけれども、難聴の方とか、そういうふうな方々が基準なのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 平坂総務課主幹。

○総務課主幹【平坂 聡君】 そのとおりでございます。障害者手帳をお持ちの方あるいは障害を持った方という基準を設けて調査しております。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 すみません、お金も結構なのですけれども、戸別に設置されてから、ある程度お金の負担はしてもいいからうちにも設置してもらいたいというのであれば、後づけも可能でしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 平坂総務課主幹。

○総務課主幹【平坂 聡君】 これは、戸別受信機に接続して文字を流す、表示するという表示盤になっておりますので、後づけも可能となっております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 この工事に伴う用地承諾、いわゆる所有者から用地承諾等が必要だったのかどうなのか、まずその確認です。

○議長【鈴木隆昭君】 平坂総務課主幹。

○総務課主幹【平坂 聡君】 新しい子局を設置する場所が民有地の場合は用地承諾が必要でござい

まして、その対象の方のところにつきましては防災に係る用地ということで無償で設置させていただくという承諾を頂いて実施しております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 多分この工事に伴うものだと思うのですが、何か郵送で承諾書が届いたやのことで、所有者にとっては非常に不信感というか、を抱いているようだが、そういう事実があったのかどうか、確認します。

○議長【鈴木隆昭君】 平坂総務課主幹。

○総務課主幹【平坂 聡君】 対象のご家庭につきましては、担当者が直接行ってご説明して承諾を得て行っております。郵送でというのはないと確認しております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 事前に説明はあったようなのですが、何かその後に来たのが郵送で承諾書が届いたということでお聞きしたのですが、それが違うのかどうか、本人が言っているから間違いはないと思うのですが、どうなのですか。やっぱりこういうものを郵送ということは、ただ承諾の有無についてだか、その内容についての説明はあったようですが、具体的な承諾書については郵送だったということなのです。

○議長【鈴木隆昭君】 平坂総務課主幹。

○総務課主幹【平坂 聡君】 対象の方に村外居住の方もございまして、田野畑の自宅の方に説明して、最終的な承諾の判こをもらうところの部分は郵送したのもあったかと思えます。事前に説明は担当者が出向いてしているものと聞いております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 説明と承諾はまた別なものだと思うのです。あくまでも説明は説明だと思う。説明の内容によって承諾するか、しないかは、それは承諾書に印鑑を、あるいは署名、印鑑を押すということであって、ちょっとあまりにも安易なやり方ではないかなと思うのですが、どうですか。

○議長【鈴木隆昭君】 平坂総務課主幹。

○総務課主幹【平坂 聡君】 説明に伺った際に電話、連絡先等も確認して、承諾の意思等も確認して、それで最終的に印鑑をもらう際に郵送で頂いたというように確認しております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 要するにそういうやり方が適当だったかどうかということなのですよね。私は、決して適切なやり方ではないと思う。本人も、その方も言っているし、私もそう理解するから質問しているわけであって、ちょっと改めるべきなものだと私は思いますよ。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 今担当のほうからる説明あったのですけれども、議員がおっしゃったとお

り丁寧にそういう点で確定があればよかったと認識、お話聞いていて思いましたので、その案件に対して今やるべきことということで意見をしっかり頂いて対応させていただきたいと思えます。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 私が指摘しているのは、丁寧だとか、丁寧でないでない、当然行政としてあるべきことが本来なされていなかったのではないかという指摘をしているので、丁寧だとか何とかというのは、これは行政の手順に決して問題がある分野だとは私は思いませんが、いわゆる行政として適切な内容ではなかったということを私は申し上げたいのです。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 今議員がおっしゃったとおりの行政としての手続、それは踏むのが基本だと思います。その上で、交渉した上で、この内容については承諾するという流れを確認した上で郵送という手続であります。

私が先ほど話をしたのは、その遠隔地にある人と現地に、村内に居住する人との意見のことをこちらでは言うすべはありませんけれども、そういったことでその方たちとのつながりはできているものと解して進めたわけですけれども、そういった疑義があるときには丁寧にとという意味で、丁寧という言葉を使ったのはそういう意味でありますので、決して逸脱した処理とは思いませんけれども、そこらは丁寧にやるべき意見だとお聞きしたので、そのとおりにさせていただきたいと思えます。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 決して遠隔地の方ではないのですね。ここから車で10分程度のところなのです。それはやっぱり素直に認めるべきだと思うのですよ。それ、丁寧だとか、そういうあれで何かこの場しのぎをしないで、きちっとやっぱり不適切なら不適切だったという、そういう文言があつてしかるべきだと思う。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 窓口となる人との意見は、今担当から説明があったように、基本的なことは防災無線等々で皆さんのために努力しますということを基本として進めてきたわけでありまして、今その距離感というよりも、我々が伝えようとしたものが、行政として伝えるものが伝え切れていないということが今ご意見でありましたので、今やるべきことは丁寧にやるということは議員の意見だと認識しておりますので、そういった点をしっかりやらせていきたいと思えます。

○議長【鈴木隆昭君】 ほかがございませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第1号 防災行政無線デジタル化整備（第2期）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第10、議案第2号 村道ハイペ線道路災害復旧（1災606号・607号）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 議案第2号、タブレットで85ページ、それから説明資料で11ページから18ページとなっております。村道ハイペ線道路災害復旧（1災606号・607号）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてご説明いたします。

村道ハイペ線道路災害復旧（1災606号・607号）工事の請負契約の締結に関し、次のとおり契約をするため、地方自治法第96条第2項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

- 1、工事名、村道ハイペ線道路災害復旧（1災606号・607号）工事
- 2、工事場所、田野畑村和野地内
- 3、契約金額、6,380万円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額580万円）
- 4、受注者、岩手県下閉伊郡田野畑村和野263番地1、氏名、大崎建設株式会社代表取締役、
島山陸也

議案第2号の説明資料として資料6枚と被災状況の写真2枚の資料となっておりますので、御覧願います。村道ハイペ線道路災害復旧工事についてですけれども、災害査定時には、村道ハイペ線の路線内に2か所の災害ということで申請をし、606号、607号をそれぞれの工事番号で災害査定を受けました。今回実施においては、発注方法についてはその発注ロットを拡大して、それぞれを一つに組み合わせたパッケージとして1本で発注する計画としてございます。

資料6枚中の1枚目の図面を御覧ください。1工区の復旧延長として24メートル、この場所は県道の海側ですが、県道交差点のほうから約530メートル内陸に入った位置となります。

それから、606号の1工区の被災状況の写真を御覧ください。この写真を見てもらえれば、山

側からの沢の水があふれ出して、土砂が堆積してヒューム管が水を飲めなくなったこと、そして道路からの路面水も影響して道路の半分以上が決壊しているという状況の写真でございます。

次に、6枚中の2枚目の今度図面を御覧ください。2工区の延長として9メートルです。この場所は、県道の交差点からですが、内陸に約250メートル入った位置となります。

そして、写真のほうを御覧ください。山側からの水及び道路の路面水からの水によって道路の路肩及び排水構造物が決壊してございます。

それから、この606号の主な復旧の工事概要でありますけれども、1工区として24メートル、2工区が9メートル、2か所の合計で復旧延長は33メートルとなっております。

それで、この区間の復旧内容でございますけれども、復旧の幅員は7.7メートルから9.7メートル、そしてコンクリートのブロック積み等で67平米、アスファルト舗装工を130平米、リシン吹きつけを40平米というふうなことでございます。

次に、資料6枚中の3枚目、4枚目の図面を御覧ください。1工区復旧延長として37メートル、この場所は和野集落の交差点から、上のほうの集落になりますが、交差点から約400メートル下ったヘアピンカーブの位置となります。

そして、607号の1工区の被災状況の写真を御覧ください。これも山側からの沢の水があふれ出して、そして道路の路面水も影響して道路全体と排水構造物が決壊して、このように道路全体が決壊、なくなっております。

次に、資料6枚中の5枚目、6枚目の図面を御覧ください。2工区の復旧延長としては63メートルです。これも、和野集落の交差点から約600メートル入った位置となります。

607号の2工区の被災状況の写真を御覧ください。やはり沢からの水があふれ出して、道路の排水構造物が決壊し、道路の盛り土ののり面が大きく崩壊してございます。

この607号の主な復旧工事概要ですけれども、1工区として37メートル、2工区として63メートル、2か所の合計で復旧延長は100メートルとなります。

それで、この区間の主な内容ですけれども、復旧幅員は7メートルから9.5メートル、そして構造的にはプレキャストの法枠工を206平米、アスファルト舗装工を301平米、かご枠工を451メートル、種子散布として910平米というふうなことでございます。

以上がこの606号、607号の2か所の村道ハイペ線の道路災害復旧工事の主な概要となります。

完成工期は、令和2年の11月の中旬を予定してございます。

今回の災害復旧箇所ではありますが、村道ハイペ線はご承知のとおり被災した海岸部と国道や学校、商店街がある内陸部を結ぶ村の重要な路線であります。また、沿岸域の住民や水産業事業者にもかなりの距離の迂回を強いているというふうな状況で、ご不便をおかけしている状況であります。このようなことから、この災害復旧工事においては施工業者と復旧工事の手順、そして片側交互通行ができるような仮設方法も含め、その工程、進捗管理等協議し、また下側のほうにあ

る、県道側のほうにあります。和野地区の山腹崩壊の発注元である宮古農林振興センターの林務室のほうとも密に協議しながら取り進めてまいり、安全な施工と通行確保が図られるように、早期の完成を目指してまいりたいと考えてございます。

理由でございますが、村道ハイペ線道路災害復旧（1災606号・607号）工事の請負契約の締結をしようとするものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 15分間をめぐりに休憩いたします。

休憩（午前10時47分）

再開（午前11時02分）

○議長【鈴木隆昭君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を許します。

1番、中村芳正君。

○1番【中村芳正君】 思ったより早くできるかなと思って、11月にできるということで、そのぐらいであれば我慢もできるかなと、こう思っております。あそこの道路、崩落が始まってから、そして台風19号で、10月12、13の、による被害で、私の倉庫のすぐ近くなものだから、歩いて行ってびっくりして、大変な量のものが流れて本体工事だと思っていたわけですが、できるだけ、本当にあそこも島越の人たち、またほかの人たちも、何ぼも行っては戻り、戻りしているところなのです。だから、そこらのところで間違いなくできるか、それを確認したいと思います。課長、よろしくをお願いします。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 今の話は11月には間違いなくできるかという、そのようなことですね。

○1番【中村芳正君】 はい。片側交互通行で。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 完成工期というのは、今、令和2年の11月の中旬をまず予定しています。そして、その前段とすれば、ある程度業者と協議しながら、そして片側交互ができるような時期を見定めながら考えていきたいというふうには思っています。

それでもう一つは、先ほども説明したのですけれども、宮古の林務事務所、治山の山側のほう、県道側のほうもありますので、そちらのほうとも協議しながら、村のほうと、県のほうと一緒にやってそのような状況ができるように努めてまいりたいというふうには考えております。

○議長【鈴木隆昭君】 1番、中村芳正君。

○1番【中村芳正君】 崩落からとすると、私の計算でいえば4年ぐらいたつわけだが、4年間、そして台風が、19号が来て、それでまず工事発注するわけなのですが、当然崩落のほうはどういう

状況なのだから、私らにも分かりませんが、そのところも大丈夫だかどうかのところも聞きたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 これは宮古の林務のほう確認しているのですけれども、あそこには2つの工事があって、1つはそのとおり受注されて動いているという、それからもう一つが今現在、4月30日で1つは公告が今されているということです。それで、それは総合評価方式で、アンカーを何十本も打つ工事なのですけれども、それを総合評価方式での入札を今しているということで、これが5月中あるいは6月の初め頃には確定するというようなことで、そうしますと6月の初め頃から着工予定になると、うまく入札がまとまればですね、というようなことが聞いておりました。工期的には、工期そのものは今年度いっぱいぐらいになっているということですが、それもその中で先ほど言った片側交互というものができるといえるような形で、そこは一緒に協議しながら進めてまいりたいというように思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 1番、中村芳正君。

○1番【中村芳正君】 議長さん、このハイペの道路に関連して県道のほうのことを、ハイペ浜に行く道路のところ片側交互通行で今いるわけです。あそのところは今年中に着工してできるのだから、そのことについて聞いてもよろしいですか。お願いします。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 県道のほうについても、今の入札等々が村のほうよりも早く行われているというのは、県道のほうがそういう状況です。そうなので、今年度中には完成するというふうになっております。それから、弁天レストのほうも大きく道路が崩れて迂回させている、あれも入札が終わっているというようなことで聞いていますので、県も、村も一緒になってこの台風19号は同じように完成を目指して連携取りながら進めていくというふうなことで一緒に動いています。何かありましたら随時報告したいと思っておりますけれども、そのようなことで一緒にやりながら早期完成を目指すということで頑張っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長【鈴木隆昭君】 1番、中村芳正君。

○1番【中村芳正君】 あその旧道から南のほうが強靱化対策でのり面をやっているわけだけでも、あそこらもまずかかるのだから、どうなのだから、その工事はどうですか。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 その強靱化対策ののり面、それはコイコロベのところを今言ったわけですね。あれも今のり面にアンカーを打って進めていますので、あれも工事とすれば着々に進んでいると思っております。完成についてはいつだというのはちょっと確認しておりませんが、現場が動いているので、19号とセットで動いていますので、完成そのものは同じような時期になっていくのかなというふう理解しております。

○議長【鈴木隆昭君】 1番、中村芳正君。

○1番【中村芳正君】 まだ南の県道のトンネル、島の沢に出る、あそこがそれこそ5年もトンネル通ることができて一時通したわけなのですが、こっこのほうの予想はどういう感じですか。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 今島の沢のほうにおいては、このとおり台風19号の影響によって島の沢地区がそのとおり浸水したということで、県のほうの道路、村のほうの河川というふうなことで、特にも県のほうからは検証をしてもらっております。そして、その方向が今出てきております。それを県、村と一緒にその方向性を今考えております。そして、今このコロナの関係があって、どのようなやり方をすればいいかというのは県と今相談しておりますけれども、できるだけ島の沢の地区の方々には説明会等を開催して、そしてその状況を報告して、県の道路あるいは村としての河川改修の在り方等を皆さんに説明しながら、そして最終的にはどの時期のタイミングになるかは分かりませんが、早ければ6月頃の議会の予算の中にその河川の改修の予算等々も取り組みながら、議員の皆様方にも説明して、どのような方向で進めればいいかなというようなことで今県のほうとは協議してございます。こういう状況であります。

○議長【鈴木隆昭君】 1番、中村芳正君。

○1番【中村芳正君】 去年の台風19号で、皆さん、雨が降ればいつ、どこでも災害が発生してもいいと思っているのです。そう思わないとならないわけで、できるだけ……今ハイペの坂がよくなって、今度はしけのとき、切牛の人たち、浜のほうに下りるのに大変な思いをするわけです。大きいしけになれば通行止め、だからそういったところの対応も考えて、早い時期に島の沢の人たちも大変心配しているだろうと、これらの理解を、どういった工事を、また地区の安全を守るためにもきちっとやっていかなければ、いろいろ水産にとって大変なのです。なかなか最近の水産はサケも駄目、そして今年もワカメも成長が悪くて危ない、6割ぐらいだつて、取れていないのです。そして、安いと。そういったようなことからできるだけ、それ以外にもいろいろあります。イカも取れないし、タコも取れないし、海がおかしくなっている状況なので、何とか漁業者を守ってやっていきたいと、こう思っております。今日の資料の中でも何か違う養殖を考えなければならぬ時期だなど、そういうことも考えています。そうした意味からもぜひ早めに早急な対応をしていただきたいと思います。要望です。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 工事関係については、本当に早く早急に進めていただきたいと思うのですが、今話題の新型コロナウイルスなのですけれども、村内の事業、工事業業についてそれぞれ資材とか作業人員等々に何か影響が出てきているとか、影響が考えられるとか、その点はどのように把握しているのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 コロナウイルスの関係なのですが、これは説明等々、打合せ等々あれば、いずれコロナの関係は密に打合せはしてございます。それで、岩手県においてはまだそういう被害はないのですけれども、現場のほうは動いております。そして、資材の関係等々においては特に建築の関係、例えばトイレだとか、その建築物資材の関係がどうしても入ってこないというふうなことが今言われております。ですので、コロナのそういう関係の資材関係は今後において納入時期というものが遅くなるというふうなことは予想されます。それが工期にどのように響いてくるかということもあります。それらは、国、県、復興庁等々の関係もありますが、そういうことは協議しながらも、この状況を把握しながら完成図るようというようなことで努めてまいりたいと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 もうこれから連休に入るわけで、作業員の方で遠くから来ている方も帰省とかということもあると思うのですけれども、作業員の方々にとか、工事現場とかでも特に気をつけているとは思いますが、村のほうからも、例えば特定の危険地域のところから一旦帰省してきた人はやはり2週間は待機等とかということの通知とか、連絡とかはして、その辺は徹底するように行われているのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 そのようなことは徹底してやっております。それで、村としても、そのとおり業者については村内業者あるいは村外の業者についてもそのように徹底しておりますし、それから国、県のほうもそのような通知を出しております、この期間においてはいずれ村外、県外に出ないようにというふうなことは三陸沿岸道路の工事においてもそのようなことが国のほうからも、そしてあと県の工事においては県のほうからも、村の工事においては村のほうからもというふうなことで、そのとおり通知といった形でやっております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 今議案となっている部分の工事契約の関係なのですが、もしこれがいわゆるハイベ線の前に崩落したところとの関わりが当然出てくるわけですが、仮設のような形で迂回、片側通行等々が例えば今の提案されている工事としてやらざるを得ない、やる場合は村としてもその追加分のような形でその負担を見るのか、それともあくまでも業者が、ちょっと犠牲という言葉は適当でないだろうけれども、サービスかな、サービスのよう形でやるのか、その辺をどのように考えているのか。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 村の工事においては、先ほど来説明しましたが、和野の集落から下りていくヘアピンのところは道路が全くなくなっている状況でありますけれども、あそこは大きくは盛り土をすれば片側でも通せるようなところ、それから下のほうに下りていくとブ

ロック積みのところはヒューム管の敷設あるのですけれども、それは同時進行しながらもブロックあるいはヒューム管を敷設する、その本体の工事の中で取り進めて片側ができるような、というふうなことで、業者のほうとは今後打合せしながら、新しく街路の道路を新設でつくるというふうなことはこの村道ハイペ線の中には考えておりません。そういう本体の工事でできるというふうに私は思っております。

あと、治山のほうにおいてはどうしても75トンのクレーンを使うのだそうです。そうすると、道路の幅を全幅使うので、そうすると工期の期間の中でどのような閉じ方をすればいいかというのは、県のほうと協議をしてみたいとは思っております。

いずれにしても、別工事によって迂回をさせるというふうなことは考えていなくて、本体の工事で通れるように考えてございます。

○議長【鈴木隆昭君】 ほかございますか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第2号 村道ハイペ線道路災害復旧（1災606号・607号）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第11、議案第3号 田野畑村介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長【工藤隆彦君】 タブレット86ページをお開きください。議案第3号 田野畑村介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明します。

これは、田野畑村介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。条例案概要の3ページをお開きください。

田野畑村介護保険条例の一部を改正する条例（案）概要。第1、改正趣旨ですが、介護保険法

施行令の一部改正に伴い、令和2年度における低所得者層の介護保険料軽減措置を拡充しようとするものです。これは、昨年度の消費増税の絡みで軽減措置なっております。

第2、改正内容ですけれども、保険料率の改正に関わることですが、(1)として第1段階保険料ですが、3万100円を改正後2万4,100円に、(2)第2段階保険料ですが、5万200円を4万200円に、(3)第3段階保険料ですが、5万8,200円を5万6,200円にということになります。

第3、施行期日等ですけれども、この条例は公布の日から施行し、改正後の第2条及び1条の規定は令和2年4月1日から適用することとなります。

2、改正後の第2条の規定は、令和2年度の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料についてはなお従前の例によります。

議案にお戻り願います。

提案理由ですが、介護保険料施行令の一部改正に伴い、介護保険料の軽減措置を拡充しようとするものです。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第3号 田野畑村介護保険条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第12、議案第4号 令和2年度田野畑村一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早野副村長。

○副村長【早野 円君】 タブレットの88ページを御覧ください。議案第4号 令和2年度田野畑村一般会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,050万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億2,430万2,000円とするものでございます。

タブレットの96ページ、予算書の5ページを御覧ください。2、歳入、14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金ですが、特別定額給付金給付事業費補助金3億2,500万円、特別定額給付金給付事務費補助金332万7,000円、合わせまして3億2,832万7,000円計上しております。

次に、19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節前年度繰越金ですが、前年度繰越金として1,432万円計上しております。

20款諸収入、4項雑入、1目雑入、1節雑入ですが、学校給食費保護者負担金として214万3,000円減額計上しております。

次のページを御覧ください。3、歳出ですが、主なものについてご説明いたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉費総務費、12節委託料ですが、特別定額給付金システム改修等委託料として169万円、また18節負担金・補助及び交付金ですが、特別定額給付金として3億2,500万円計上しております。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、10節事業費ですが、消耗品として135万2,000円計上しております。

10款教育費、5項保健体育費、3目学校給食費、17節備品購入費ですが、牛乳保管庫1台購入費用として82万5,000円計上しております。

次のページを御覧ください。14款予備費、1項予備費、1目予備費ですが、予備費として1,000万円計上しております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 補正の中で特別給付金関係のことが出ているというか、10万円ということなのですけども、まず予算を10で割ればということなのですけども、4月27日現在でしたっけか、基準日で村として対象になっている人口と世帯数の確認をしたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 生活環境課長。

○生活環境課長【工藤隆彦君】 お答えいたします。

基準日が4月27日ということで、この時点での世帯数は1,398世帯、人口で3,244人となっております。ただし、これ基準日なので、転入転出の部分で後からかかる分、あとは出生して後から届出があるもの、こういった分は若干変わってくる場合がございます。

以上です。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 あと、このことについて世帯主が手続して世帯主のところというところがあって、国会等々でも問題になっている、やっぱりDV等々家庭の事情で住所は同じなのだけ

ども、保護されているとか、別のところにいるという方々の対応についても申込みがあれば、ちゃんと申請をしてくださいということなのですが、期間が4月30日ということですのでちょっと短かかったりするということもあるので、田野畑の実態はどんなふうになっているのかなというのと、あと同じように施設に入所している方と高齢の世帯とか、高齢で独り暮らしでよく手続が分からないのだけれども、代行等々をお願いできないのかというようなちょっと声もあるのですが、その辺のところについてはどのように考えて対応する予定でしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 生活環境課長。

○生活環境課長【工藤隆彦君】 お答えいたします。

まずは、DV関連ですけれども、これは具体的に言うのもあれなのですが、実際今そういった婦人入所施設とか、あとシェルターに入っている方というのは、本村ではないというふうに把握しております。

それとあとは、施設入所者、高齢者とかについてですけれども、ちょっとこの辺も具体的には国とのQ&Aを見て照会しながらやっていくものになりますが、若干聞くところによれば各市町村によってある程度弾力的な運用もいたし方ないところもあるというふうな話は聞いていますが、例えば代行はどうかとかというのもちょっと詰めていきたいとは思いますが、施設入所もやはり、同じだと思えるので、それは本人であって、本人が確認できて、あとはその本人のちゃんとした口座に入るということであれば弾力的に対応できるのかなと、村で把握して、例えば村が給付をしている通帳、例えば引き落としをしている通帳、そういったもので本人だということが確認できれば、そういったことを弾力的にやっていたらなと考えております。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 何か早速支給する前に代理詐欺とかが出てきたりとか、代行してやる詐欺が出てきたりしているところなのではと思いますが、市町村である程度弾力的にということもあるので、その中に社協が独り暮らしの高齢者の方とか高齢者世帯のところを回ったりとかもしている中で、申請書が来たら、これ何だべって言ったら、こういうふうに手続すればいいんだよって、ある程度聞かれたことに対しても分かるような勉強会をするのもその中にちょっと含めてもらえればいいのかというのがあるのではと思いますが、いかがでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 生活環境課長。

○生活環境課長【工藤隆彦君】 お答えいたします。

やってみてからというところもあったり、やる前にいろいろ考えなければならぬということもあったりで、おっしゃるとおりだと思えるのですが、社協さんはおっしゃるとおりシルバーサポーターで回っていらっしゃいます。申請書も、まずはこちらから申請書を作って送るわけなのですが、それを見ていただいたりして、多分回ればそういったお話も出ると思うので、社協さんとはやはり連携取って、こっちでの勉強会を開いてお願いをしてやっていただくということも手だな

とは思っておりますし、あとは戻ってこない、申請が来ないというところもあり得ると思うので、そういったところはやはりどうやったやり方がいいのか考えていかなければならないなと思っておりますので、頂きたくても頂かない人が出ないように、その辺は考えていきたいと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 そのように、要らない人はいいかもしれないのですが、やはり皆さんが漏れなく手元にとすることを考えていただくということと、あと、すみません、ちょっと下世話な話なのですが、今から申請とかが始まって、大体最短でどのくらいで手元に届くというか、通帳に入金になるというか、大体の時期というのは、今考えているのはどのくらいでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 生活環境課長。

○生活環境課長【工藤隆彦君】 お答えいたします。

この事業は、いろいろあって、やっぱり感染防止とかもありまして、一応やり方、テレビでもいろいろやっていますけれども、配って歩くのはどうなのかとか、集めてやったらどうなのかという部分も、感染予防というものの、防止というところがちょっと考えていかなければならないところもありますけれども、田野畑村で考えているのは、この予算を出す前に国のほうからはもう動いていていいよということで通知は頂いてしまして、今回の議会にも間に合ったわけなのですが、最短で5月18日当たりの週ですかね、あの辺に申請を出せるように持っていきたいなと思っていましたので、最短でその週か、その次の週ぐらいに振り込めるかなとは思っていますが、その振り込むのも随時こちらで手作業で入れるわけなので、集まった段階で適宜やって入金していけたらなと考えております。ちょっと予定として5月18日の週に申請を送れるようにしたいと思って、今準備を進めております。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 分かりました。この支給のことが出てきて話題になると、もうやっている市町村とかも出てくると、あの報道されると、いつなんだべというような感じのところもちょっと出てくるので、手続等当然ありますし、今こういうコロナの中でというところで大変な部分はあるとは思いますが、きちんと精査する分は精査して、手元に届けるというような作業は粛々と進めていただきたいと思います。要望です。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 10万円の給付金については質疑があって、判断として非常に村の対応がよかったなというふうに思っております。

そこで、全員協議会で村のほうで雇用、商工分野の国の措置を説明していただきました。陸前高田、宮古市等々、新聞報道によりますと、独自支援策が結構各地で、全国的になのですが、やっているようなのですが、1,000万円の予備費で考えたいというふうな提案だと思うのですが、

今担当課、村として考えている独自支援策については、検討中だと思うのですが、大体こういうふうなことを考えていきたいというのがおありでしたら、もしよかったらお答えを頂きたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 昨日町村会の役員会の中でも議論しましたけれども、昨日午後県議会で県としての方針が出ましたけれども、家賃について、これいわゆる市街地商業対策の傾向が強いと。田野畑でもないではない。だけれども、やはり中山間地域の我々の地域としての町村会としての考え方もしっかり示していかなければならないのだということでありましたので、ここらをどういうふうにするか。あれは所得の50%が減になったところを対象にするというハードルが高いし、その管理が難しい点がございまして、ここらを町村会の中でもどういうふうに下げていくかということも一つの議題になりましたので、今後調整していきたいということでもあります。

それから次に、コロナウイルスに関わる手だても県のほうでは話しているのですけれども、この点についても必ずしも広くということにはなっていないと考えていきたい。

それから、雇用調整助成金の問題であります。今国のほうでこれを市町村も予算を受けて申請をして、これを100%にする資金を今2つほど提案されているのが昨日出ましたので、ここらについての周知徹底。ただし、この中身を見ると、5%の減と同時に労働管理をしっかりやるということになれば、社会保険労務士でなければ分からない点が多々多いということも県のほうにも要請しましたし、町村会としても考えていかなければならないということも意見交換やっていたので、ここらを中心にして考えてまいりたいと思います。

このような答弁したと同時に、ぜひお願いしたり、また議会、村民にもお知らせしますけれども、国は7都道府県が対象になったときに1兆円の対策費が出る、ただしこれは協力金等には出さないでほしいというのが方針でありましたけれども、その後これが変わって出せるようになりました。国のほうでは、これを出すに当たっては地方創生特別交付金を活用するというものでありますので、昨日から国との調整の中で地方創生特別交付金に協議をして計画承認されたらコロナに対する対策が取れるということが今始まっておりますので、この点については今ご質問のとおり、項目立てをして事業の趣旨に合った計画をつくって行って、それらも使えるように村として努力していくということで昨日緊急に本部会議も開催して、そういう取組で進めてまいりたいと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 独自施策は今検討中のようなのですが、給食費の点が出ている。この中身を説明していただきたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 タブレットの96ページになりますが、20款諸収入の学校給食費保護者

負担金の減額でございますが、現行予算が1,160万円で、今回214万3,000円を減額しまして945万7,000円にしようとするものでございます。こちらは、新型コロナウイルスに係ります児童生徒を持つ世帯への経済的支援として、4月、5月分に提供します学校給食費のうち保護者負担金をゼロ円、免除しようとするものでございます。

214万3,000円の内訳でございますが、4月分小中合計で102万860円、5月分が小中合計で112万2,480円でございます。

学校の臨時休業等の関係で給食の実施日数はまだ確定していませんけれども、あくまで予算上、計画上の数字で今回の減額をしたいというものでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 そういたしますと、今の学校給食の説明なのですが、4月、5月だけの減額というわけですか。確認です。

○議長【鈴木隆昭君】 教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 現時点では4月、5月実績分の減額というふうに考えています。

○議長【鈴木隆昭君】 8番。

○8番【中村勝明君】 もう一回立って、お聞かせをいただきたいのですが、具体的な店名を出して恐縮なのですが、村で一番大きな食堂だからいいと思うのですが、例えば北川食堂なんかは休んでいるようなのですが、これは村の要請でしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐藤智佳君】 お答えいたします。

村の要請ではありません。今回の県、県知事がお話ししました休業要請、こちらの対象にはなっておりませんので、したがって自主的に、観光客等お客様が来るので、従業員のほうがちょっと不安を感じているということで店主からもお話を伺っている、自主休業ですね。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 村内に今第三セクターが結構ありまして、サンマッシュなんかはもし何%影響を受けるか、コロナ影響、こういうものに対する村が、影響があった場合も支援要請等は、要請というか、支援対策等はお考えであるかどうか、この点をお聞かせを頂きたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 前段階で給食の関係については、現時点では4、5でありますけれども、今日内閣のほうで専門会議開催して、それが延長の見込みだということでありますので、この動向を見据えながら期間は決めていこうというところであります。

今言うように、これは地域の産業及び雇用をどういうふうに維持するかということで、地域経済を瓦解させないための政策として一定の基準の下に考えてまいりたいと思います。すべからくということとはできないと思いますけれども、その内容を踏まえて考えてまいりたいと思ってい

ます。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 1つ、これは政策的なものになると思うのですが、学校給食等、今回4、5の保護者負担をとということなのですが、やっぱり近い将来、できれば年度途中になるわけですが、免除するような方向で検討すべきだと私は思うのですが、その考えはないでしょうか。というのは、この件ですか、この前村長選で改選になって間もなく何かそういうのも新聞報道されているし、いわゆる田野畑村でもそれがなぜ必要かというのは、当然村の負担はそうだけれども、そのことによって人口減に歯止めをかける一つの方策にもなるのではないかなという、そういうふうに思われるので、考え方を伺いさせていただきます。

それから、コロナの関係で、村の要請でなくて、県のあれで自主的に休業している等々の事業所に対しては、村独自の協力費というのか、支援というのか、名目はあれですが、やっぱりそれ相当の手当てを、村独自のものをやるべきだと思うし、それからそういう村の負担が伴っていくことに対して、例えば新しい事業を考えている、いわゆる端的に言えば公社の民営化等々の構想ですか、やる方向で進めているわけですが、これらも断念して当然だと思うし、新規のものについては、コロナのせいだけでなく、やはり思い切って諦める部分は諦めて、そういったコロナに対しての支援等々を考えるべきだと私は思うのですが、村長の考え方を端的に短く答弁していただきたいです。

○議長【鈴木隆昭君】 相模教育長。

○教育長【相模貞一君】 先ほどの給食費の件につきましてお答えしたいと思います。

九戸のほうで今まで半額でございましたけれども、4月から無料ということで、県内で初めてだろうというように思います。

いずれ本村についてもこれまでもいろいろとご指摘がございましたし、それから質問もございました。そういう中で、我々もいろいろと試算をしたりしております。約1,100万円から1,200万円ぐらい、年間かかります。ですので、非常に本村の今の財政の中でそれを毎年無料にしてというのはなかなか苦しいのかなと。

ということで、今私たちが考えているのは、教育費に係る全体をしっかりと捉えて、その中で今子育てに苦勞して、あるいは楽しみながらもしているかと思しますので、そういうご父兄の皆さんに支援できるものはどこが一番いいのかと、そういうようなところを総合的に判断してまいりたいというふうに思っております。そういう中で田野畑村は非常に子育てにいい環境なのだと、あるいはいい政策をしているというようなことで、これから考えを進めていきたいというふうに考えております。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 参考にはさせていただきます。

(短か過ぎるの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 一般会計予算等々に関連して、この入札結果の資料をもらったのですが、この中にサンマッシュのバックセンターの施設整備の測量調査設計委託料290万とか、あるいはミルクプラントの受変電設備の更新工事とか、九百何ぼ、これはどうなのですか、サンマッシュの代行の形でやられたのか、サンマッシュについては、それとも村の負担でこれはするものなのか、それからミルクプラントについては今どうしても更新しなければならない状況であったのか、1年でも、2年でも先送りできなかったのか、その状況を伺いたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 産業振興課長。

○産業振興課長【工藤光幸君】 ただいまのご質問でございます。

まず、サンマッシュのところの測量の入札でございますが、これはあそこの施設自体、全部土地から村の施設でございますが、土地につきましては村で購入して会社のほうに貸し付けるというような計画で今回の元年度に予算頂きまして、台風等あって繰越しをさせていただいた部分でございます。実際バックセンター設置につきましては、会社で事業主体となって、補助等を申請しながら設置するというものでございます。

ただ、現在のところ、3月の議会のほうでもご質問あったと思うのですが、サンマッシュにつきましては生シイタケ自体、値段がなかなか上昇しないということで、現在のところはちょっと、すぐ実施というようなことにはなってございません。

それから、ミルクプラントの受変電設備、キュービクルにつきましてはこちらも元年度に予算計上させていただきまして、繰越しをさせていただいた部分でございます。キュービクルのほうも老朽化してございまして、これが止まりますと冷蔵庫ですとか製造設備のほうに影響が出るということで更新をさせていただくものでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 サンマッシュについては今設備どうこうというような状況なのか、いわゆる今までシイタケについては農家もやめるとというようなことで、バックを拡大するよりか、むしろ縮小しなければならない事態になるのかな、それに追い打ちをかけるような形でこのコロナの関係もあるだろうし、これはもうちょっと見極めて、将来果たしてその負担、設備してどうなのかという疑問を持つのですが、ただ予算取ってあるからやるという単純な考えでなく、やっぱりもう一度立ち止まって考える必要があると私は思うのですが、いかがですか。

それから、給食センターも今とっさに無料化を言ったのではなく、隣の8番さんは常々そういうあれを、意見を出していたけれども、前向きにさっぱりならない現実だから、今できるだけ親の負担も少なく、教育の負担をなくするという前提の下に、やっぱりそういう方向で検討すべきだと私は思う。検討するか、しないか、そこの確認しておきます。

○議長【鈴木隆昭君】 産業振興課長。

○産業振興課長【工藤光幸君】 サンマッシュの件につきましては、議員ご指摘のとおり、現在設備投資をする時期かどうかというのは、会社のほうとも協議しながら見極めをしながら進めてまいりたいと思います。

ただ、需要のほうがコロナで落ちているのかなというふうに予測はされたのですが、意外に引き合いはあるというようなことは会社のほうから伺っております。

ただ、先ほども申し上げましたとおり、単価のほう、コロナ以前からですが、伸びてきていないというのが一番今ネックになっているところでございます。

それから、村内の生産者の方が一時休止されているということで、生産自体も若干当初見込んでいたときよりは落ちているというのはございます。

あと、それで心配なところは、ただ施設を設備してから10年以上、10年ほどたっているものから、そこのところでやはり老朽化というようなところもございまして、需要と、それから機械の更新の時期については時期を見極めながら検討を進めていくように、会社のほうとも協議してまいりたい。

○議長【鈴木隆昭君】 相模教育長。

○教育長【相模貞一君】 給食費についてお答えをいたします。

検討はいたしております。今様々なところで考えて、先ほど総合的にとお話ししましたけれども、やはり1年間の子供たちにかかるお金は結構あります。ですので、そういうトータルでやはり親御さんの負担をどう考えるかということが1点あります。

それから、給食費に係っては、田野畑の家庭はどちらかという子たくさんであります。ですので、1世帯にいくかという、あるいは一人一人というとなかなか、先ほど言いましたように、1,000万円を超えてしまうお金が毎年なくなってしまうので、できれば1人目の子は確実に給食費頂くというような、2人目は半額にするとか、3人目からはこうするとか、そういう子たくさん、一生懸命頑張っているご家庭に有利なような、あるいは少し生活が楽になる、それから将来の高校や大学に行くときに進学のために貯金がある程度できるとか、そういう総合的な視点で給食費を見ていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 検討するということが大変ありがたく受けたのですが、できれば検討は検討でも前向きに検討するという答えを頂きたいのですが、その点どうなのですか。

○議長【鈴木隆昭君】 相模教育長。

○教育長【相模貞一君】 お答えします。

前向きにってなかなか難しいですけども、やはりお金が絡んでまいりますので、その当たり

は慎重に考えていきたいと思ひます。

○議長【鈴木隆昭君】 ほかごさいせんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありせんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行ひます。

議案第4号 令和2年度田野畑村一般会計補正予算(第1号)を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長【鈴木隆昭君】 以上で全日程を議了したので会議を閉じます。

令和2年第5回田野畑村議会臨時会を閉会といたします。

(午前11時53分)